

年 月 日

排水設備指定工事店指定申請書
（新規・継続）

周防大島町下水道事業

周防大島町長 様

申請者	ふりがな 商 号			
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()	印	
	ふりがな 営 業 所 所 在 地	電話 ()		

○ 添付書類

[原則の場合]

- 1 個人の場合は、住民票記載事項証明書、市町村民税の完納証明書（滞納がないことを証する書類）、身分証明書（破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないことを証する書類）
- 2 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し、代表者の住民票記載事項証明書、身分証明書（破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないことを証する書類）、代表者及び法人の市町村民税の完納証明書又は現年度分及び過去3年間の納税証明書
- 3 誓約書（様式第2号）
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第3号）
- 5 選任する責任技術者の名簿（様式第4号）及び責任技術者証の写し
- 6 選任する責任技術者の雇用関係を証する書類及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況が確認できる書類
- 7 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（様式5号）

[特例の場合]

- 1 連携市町（営業所を置いている市町に限る。）の指定工事店証の写し
- 2 選任する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類
- 3 選任する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（県協会会長が交付したものに限る。）の写し

（注）添付書類の原則・特例の区分及び連携市町については、裏面をご覧ください。

(様式第 1 号裏面)

○ 添付書類の原則・特例の区分について

原則の場合	特例の場合
申請者が特例の要件のいずれかに 又はいずれにも該当しない場合	申請者が特例の要件のいずれにも 該当する場合

○ 特例の要件

- (1) 指定の更新に係る申請であること。
- (2) 申請に係る営業所が連携市町のいずれかの区域内に所在していること。
- (3) 申請に係る営業所について、その所在地を管轄する連携市町から指定を受けていること。

○ 連携市町

区 分	市 町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町
山口県	岩国市、柳井市、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町